

公定価格に関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、仮単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。追加・修正箇所には、セルに網掛けをしてあります。

【目次】

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
1	○						基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
2		○					基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
3		○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
4			○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
5				○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
6					○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
7						○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
8	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P8
9	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	P9
10	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P9
11	○	○	○	○	○	○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P9

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
12	<input type="radio"/>	○ 基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようにになっているのか。	P9						
13	<input type="radio"/>	○ 基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P10						
14	<input type="radio"/>	○ 基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P10						
15	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定しているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P10
16	<input type="radio"/>	○ 基本部分 調整部分（定員を恒常に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。 (一部修正)	P10						
17	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P10
18	<input type="radio"/>	○ 処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。	P11						
19	<input type="radio"/>	○ 処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	P11						
20		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			○ 所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P11
22	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P11
23		<input type="radio"/>						○ 学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
24	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					○ 3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
25	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						○ 満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P11
26	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						○ 満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P12
27	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						○ チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。	P12

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
28	○	○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P12
29	○	○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P12
30	○	○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P12
31	○	○					給食実施加算	修業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P12
32	○	○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P12
33	○	○					給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	P12
34	○	○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P13
35	○	○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	P13
36	○	○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	P13
37	○	○	○	○	○		休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P13
38	○	○	○	○			休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ど�数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P13
39	○	○	○	○			夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P13
40					○		休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P13
41			○	○	○		資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	P13
42				○	○		保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	P14
43			○				家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようになるのか。	P14
44			○	○	○		障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P14

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
45	<input type="radio"/>			減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P14				
46	<input type="radio"/>			賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P14				
47	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						調整部分（分園の場合）	分園の場合どのように計算すれば良いのか。	P14
48		<input type="radio"/>						調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P14
49		<input type="radio"/>						調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P14
50		<input type="radio"/>						調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P15
51	<input type="radio"/>	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	P15						
52			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P15
53	<input type="radio"/>							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
54	<input type="radio"/>							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P15
55	<input type="radio"/>							主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
56	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当にはなれないのか。	P15
57	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
58		<input type="radio"/>						事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がない場合などでも加算が適用されるのか。	P16
59	<input type="radio"/>							事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
60	<input type="radio"/>	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16						
61	<input type="radio"/>	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16						

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
62	○	○	○	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16
63		○	○					入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
64	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
65	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
66	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
67	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P17
69	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	P17
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ど�数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P17
71	○	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	P18
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。	P18
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P18
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P18
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	P18
76	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P18
77	○	○						基本部分（定員区分）	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P19

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
78		○					基本部分（定員区分）	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P19
79	○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の開所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の開所から始めたいという場合はどのような取扱いになるか。	P19
80	○	○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P20
81				○			公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P20
82	○	○					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、財政支援等（私学助成・就園奨励費・施設型給付）FAQ19番との関係も教えてください。	P20
83	○	○					公定価格	現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのでしょうか。また、みなし確認後、給付費を一部減額するということはできますか。	P20
84		○					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%超の場合か、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%を超えた分だけか、全体にかかるのでしょうか。 (例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	P21
85	○	○	○	○	○	○	休日、夜間保育加算	休日、夜間保育は現在、保育対策促進事業補助金で組み込まれていますが、加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。	P21
86	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算	処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	P21

<以下、第4版において追加>

87	○	○	○	○	○	○	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P22
88	○	○					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P22
89	○	○					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村について一定の経過措置を設ける予定」とあるが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	P22

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
90	<input type="radio"/>	公定価格 (加算要件の確認等)	処遇改善等加算の対象となるかどうかを確認し、認定する事務は市町村、都道府県どちらが行うのですか。他の加算項目についても、都道府県が確認するのですか、それとも市町村が確認するのですか。	P22						
91		<input type="radio"/>	公定価格 (休日保育加算)	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P23					
92	<input type="radio"/>	処遇改善加算の要件	処遇改善等加算の要件はどうなるのでしょうか。特に、現行の民改費や保育士等処遇改善臨時特例事業で課せられている要件との関係はどうなるのでしょうか。	P23						

【回答】

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
1	○						基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(園長) 1人 (幼稚園教諭)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 ・ 利用定員35人以下及び121人以上については、非常勤講師を加配 <p>(事務職員) 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）</p>
2		○					基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(保育士)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 <p>(事務職員) 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） (調理員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
3			○				基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(園長) 1人 (保育教諭等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配 <p>(事務職員) 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） (調理員等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
4				○			基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>(家庭的保育者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども3人につき1人 <p>※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで</p> <p>(事務職員) 非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合、業務委託する場合は配置は不要（なお、定員3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象外）） (調理員等) 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））</p>

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
5			○				基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (保育従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 <p>※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上^(*)は保育士 (必要保育従事者数(整数化後(「No. 8」を参照)) ×1/2=必要保育士数(小数点第1位を四捨五入))</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 <p>(事務職員) 非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 非常勤調理員</p>
6			○				基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (保育従事者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育者 子ども3人につき1人(それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人) 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 <p>(事務職員) 非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 非常勤調理員</p>
7			○				基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No. 5」の回答を参照 定員20人以上の事業所→「No. 2」の回答を参照
8	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	<p>配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く</p> <p><算式></p> $\{4歳以上児数 \times 1/30(\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{3歳児数^{(*)1} \times 1/20(〃)\} + \{1,2歳児数^{(*)2} \times 1/6(〃)\} + \{\text{乳児数} \times 1/3(〃)\}\} = \text{必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入)}$ <p>(*1)1号認定子どもの場合満3歳児を含む。(*2)1号認定子どもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定こども園の場合は施設全体(1号～3号)の子どもの数を基に計算</p>

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
9	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	<p>①短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育・保育従事者次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任は原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること <p>②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします</p> <p>①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。 <常勤換算値を算出するための算式> $\text{短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数} = \text{常勤換算値} \text{ (小数点第1位を四捨五入)}$</p>
10	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園（1号認定）については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかつたため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することにしています（認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する）。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。
11	○	○	○	○	○	○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	<p>公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分しています。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、仮単価表上「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価が適用されることになります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることになります。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分（3歳児）に該当するため、「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価（3歳児の単価と同額）を適用
12	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようにになっているのか。	地域区分ごとの市町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。また、現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定としており、詳細は今後検討していきます。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
13	○	○	○	○	○	○	○	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うことになります。なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	○	○	○	○	○	○	○	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。なお、私立保育所に対しては委託費として支払われることから、その使途の取り扱いについて現行制度の対応等を踏まえて検討していくことにしています。
15	○	○					基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。
16	○	○	○	○	○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。 (一部修正)	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となります。年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直すことが必要です。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 (なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中。) ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。 また、この場合の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、自治体向けFAQ【利用定員・認可定員】NO. 4をご参照ください。
17	○	○					基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下ののみ対象としているのか。	35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
26	○	○					満3歳児対応 教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
27	○	○					チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。	低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数、保育教諭数以上の教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることになります。（利用定員の区分ごとに人数の上限があります。）
28	○	○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	現状の幼稚園の教諭配置状況を踏まえて、おおむね5割以上の私立幼稚園が対象となるように上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人）なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人事費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
29	○	○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
30	○	○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
31	○	○					給食実施加算	修業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
32	○	○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。その際の要件については、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討していきます。
33	○	○					給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	給食実施に係る現実の費用（人件費）の実態を踏まえて平均的な額で設定しているため、給食の実施方法の別にかかわらず加算額は同額になります。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
34	○	○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。
35	○	○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	当年度の3月時点で、前年度の3月以降に監査を受けていることが確認できれば加算されます。（例えば、前年度会計について当年度（翌会計年度）の5月頃に監査を受けた場合は、当年度（翌会計年度）の3月分の単価に加算されることになります。）
36	○	○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、施設型給付の使途等に関する市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、加算の前提となる職員配置等の事実関係の確認等は市町村が行うことになります。
37	○○	○○					休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることになります。
38	○○	○○					休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることになります。 また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なる場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
39	○○	○○					夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可（認定）を受けた施設に加算されることになる。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たっての要件を参考に検討していく予定です。
40					○		休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	居宅訪問型保育事業の利用者が常態的に休日又は夜間に利用する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。
41			○○	○			資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
42			○	○			保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。 また、その際の必要保育士数については「No.5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 (*) 必要保育従事者数（整数化後）×3/4=必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）
43			○				家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようになるのか。	家庭的保育支援加算は家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて土曜日における保育や8時間を超える保育を実施する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。
44			○	○	○		障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	障害児（*）を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 (*) 市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
45	○	○	○	○			減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	保育所等の減価償却費加算については、施設整備費補助金を受けずに整備した施設（事業所）について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討していきます。 また、減価償却費加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
46	○	○	○	○			賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	保育所等の賃借料加算については、建物（土地は対象外）を賃貸方式で実施している施設（事業所）について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討していきます。 また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
47	○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「所長設置加算」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算します。その上で、分園については、その合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
48		○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、不足保育教諭等数 = 年齢別配置基準 - 園全体の実配置数（常勤換算）で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No.3、No.8」の回答を参照
49		○					調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないこととしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
50		○					調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	「No. 49」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
51	○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜日閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設（事業所）に適用されます。
52		○	○	○			調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのように場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場の利用に関する支援については、小規模保育事業所が十分な広さの屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とすることも可能にするなど、詳細については今後検討していきます。また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くことになります。
53	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
54	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。
55	○						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
56	○	○					主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当にはなれないのか。	本加算については、主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当から離れて、地域の子育て支援活動等に専任できるよう加算するものですので、加算の適用を受ける施設で主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当になることは適当ではありません。なお、学級担任やクラス担当の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
57	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>				療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園、保育所は主幹教諭等/主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児^(*)を受け入れている施設・・・B ^(*) 市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
58			<input type="radio"/>				事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	本加算は施設全体（1号～3号）の定員が91人以上の場合を加算の要件としており、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。
59		<input type="radio"/>					事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
60	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
61	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
62	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。（別添3を参照）
63		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>				入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	高齢者等 ^(*) を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） ^(*) 高齢者（満60歳以上65歳未満の者）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
64	○	○	○	○	○	○	施設機能強化 推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の、総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり15万円が上限） (幼稚園の場合) ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） (幼稚園以外施設・事業の場合) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
65	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。なお、栄養士については雇用形態は問わず、嘱託する場合などについても加算の対象となります。（調理員として栄養士を雇用している場合も含みます。）
66	○	○	○				小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後精査してお示しする予定です。
67	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等で公表している場合に加算を行うことを想定しています。
68	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算を予定しています。
69	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	基本的に加算の要件を満たしているか、いない場合は各月初日時点で判断することになり、要件を満たしている場合はその月を通じて加算されることになります。そのため、月の途中で加算の要件を満たした場合、満たなくなった場合はその翌月から単価が変更されることになります。
70	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとすることを予定しています。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
71	○	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。
									具体的な加算要件について検討中としているものについては、今後早期に検討したうえで、その検討結果をお示しします。（その場合、FAQについても随時内容を更新していく予定）
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。
									各年度の予算編成過程を経て、12月末を目途に翌年度の政府予算案が閣議決定されることから、1月以降の早い段階で実際に適用される「本単価」の政府案をお示しすることを予定しています。
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。
									給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを予定しています。
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。
									月途中での入退所があった場合については、以下により計算することを予定しています。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設（事業所）においては20日
75	○	○	○	○	○	○	○	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。
									給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法附則9条）。徴収額を誤った場合や未納の場合、経過措置により低額の徴収を行う場合であっても市町村から給付費の額は変わりません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。
76	○	○	○	○	○	○	○	基本部分(定員区分)	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。
									利用定員です。（なお、利用定員は、認可定員の範囲内で設定が必要です。認可定員を超過している施設の利用定員の設定の在り方については現在検討中であり、追ってお示しする予定です。）

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
77	○	○					基本部分(定員区分)	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	2号・3号の合計定員の単価が適用されます。
78		○					基本部分(定員区分)	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	後者となります。
79	○	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の閉所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の閉所から始めたいという場合はどのような取扱いになるか。	適用される要件の詳細は追って整理のうえお示します。なお、当該調整部分は保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望が常態的ない場合に適用することを想定しており、基本的に土曜日に保育の実施が必要な子どもがいる場合は事例のような取り扱いはできません。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
80	○	○					基本部分（配置基準と学級編制との関係）	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。
81					○		公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	3歳以上児の保育は、保育所又は認定こども園で行なうことが原則ですが、必要に応じて、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業を引き続き利用することは可能です。
82	○	○					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格（基本分単価）に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等）」とありますが、財政支援等（私学助成・就園奨励費・施設型給付）FAQ19番との関係も教えてください。	公定価格の基本分単価の常勤職員の人事費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な退職金経費を賄うよう積算しているものです。
83	○	○					公定価格	現在、不正行為等で一部保育費を減額しているような施設に対しても、みなし確認をして良いのでしょうか。また、みなし確認後、給付費を一部減額するということはできますか。	私学助成で支給停止している園に、新制度では自動的に停止を引き継ぐことはできませんが、最終的には市町村が給付費を支給するかどうか判断することになります。例えば、新制度移行に際してみなし確認はするが、すぐ確認を取り消すという対応も考えられます。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
84			○				減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%超の場合か、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。また、減算するのは120%を超えた分だけか、全体にかかるのでしょうか。 (例：施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。（2・3号は合計の定員） ※例の場合は、2号と3号の超過率が143%（2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用）となっており、これが2年間連続で120%超の場合には2・3号の公定価格全体を減算（120%以下の児童も含め）することになります。（1号の公定価格は減算しない）
85	○	○	○	○	○	○	休日、夜間保育加算	休日、夜間保育は現在、保育対策促進事業補助金で組み込まれていますが、加算で休日、夜間保育があるので補助金はなくなるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	○	○	○	○	○	○	処遇改善加算	処遇改善加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。なお、勤続年数の算定は常勤職員のみで算定しますが、処遇改善は非常勤職員も対象となります。

<以下、第4版において追加>

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
	居								
87	<input type="radio"/>	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。					
88	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもが少数出る場合も実施日に含まれます。
89	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定」とありますが、認定こども園（幼稚園）の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	全ての認定区分及び施設・事業において経過措置を適用します。（従って、市町村の管内に所在する全ての施設・事業の地域区分は同一になります。）
90	<input type="radio"/>	加算要件の確認等	処遇改善等加算の対象となるかどうかを確認し、認定する事務は市町村、都道府県どちらが行うのですか。他の加算項目についても、都道府県が確認するのですか、それとも市町村が確認するのですか。	処遇改善等加算については、現在の民改費等の運用も踏まえ、最終的には都道府県が確認する仕組みとする方向ですが、一義的には確認権者たる市町村が取りまとめを行うこととし、具体的な都道府県と市町村間の事務分担は、各地域の実情に応じて決めて頂く方向です。他の加算項目の確認、認定主体についても同様の方向であり、今後整理の上、お示します。					

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
91		○	○	○	○	○	休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	休日保育加算については、現行の休日保育事業を給付費等の加算として再整理したものであり、休日保育事業と同様に給食及び間食に係る費用を算定しています。
92	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算の要件 の要件	処遇改善等加算の要件はどうなるのでしょうか。特に、現行の民改費や保育士等処遇改善臨時特例事業で課せられている要件との関係はどうなるのでしょうか。 処遇改善等加算については、保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等の要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分（0.7兆円の範囲では平均+3%）については、確実に賃金改善に充てるこを要件とする方向です。 なお、その他の要件や詳細については、平成26年9月17日の子ども・子育て会議基準検討部会（第22回）の資料1をご参照ください。

子ども・子育て支援新制度における地域区分 (別添 1)

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	仙台市 名取市 多賀城市 利府町 七ヶ浜町 村田町	6/100地域 3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市	15/100地域
	つくば市	12/100地域
	水戸市 土浦市 守谷市 石岡市	10/100地域
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 那珂市 東海村 阿見町 大洗町	6/100地域
	龍ヶ崎市 筑西市 稲敷市 常総市 つくばみらい市 下妻市 坂東市 結城市 桜川市 境町 五霞町 八千代町 河内町 利根町	3/100地域
	宇都宮市 旧上河内町・旧河内町(宇都宮市)	6/100地域
	鹿沼市 小山市 大田原市 栃木市 日光市 さくら市 真岡市 下野市 王生町 野木町	3/100地域
群馬県	前橋市 旧富士見村(前橋市) 高崎市 旧榛名町・旧吉井町(高崎市) 太田市 伊勢崎市 渋川市 みどり市 桐生市 大泉町 玉村町 千代田町 榛東村	3/100地域
埼玉県	和光市	15/100地域
	さいたま市 志木市	12/100地域
	鶴ヶ島市	10/100地域
	川越市 川口市 旧鳩ヶ谷市(川口市) 行田市 所沢市 飯能市 加須市 旧北川辺町・旧騎西町・旧大利根町(加須市) 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 狹山市 新座市 富士見市 蕨市 三芳町 羽生市	6/100地域
	熊谷市 旧江南町(熊谷市) 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 旧栗橋町・旧菖蒲町・旧鷺宮町(久喜市) 坂戸市 鳩山町 北川辺町 大利根町 杉戸町 幸手市 八潮市 蓼田市 吉川市 桶川市 日高市 深谷市 宮代町 嵐山町 滑川町 白岡町 松伏町 川島町 毛呂山町 越生町 吉見町 ときがわ町	3/100地域
	成田市 印西市 旧印旛村・旧本塙村(印西市)	15/100地域
	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	12/100地域
千葉県	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 習志野市	10/100地域
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 長柄町 長南町 木更津市 君津市	6/100地域
	野田市 東金市 流山市 八街市 酒々井町 栄町 山武市 富里市 大網白里町	3/100地域
	特別区	18/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	15/100地域
東京都	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	12/100地域
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 小金井市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武藏村山市 東大和市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	鎌倉市 厚木市	15/100地域
	横浜市 川崎市 海老名市	12/100地域
	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 旧城山町・旧藤野町(相模原市) 大和市 綾瀬市 座間市 愛川町	10/100地域
	平塚市 秦野市 葉山町 逗子市 伊勢原市 寒川町 清川村 山北町	6/100地域
	小田原市 三浦市 二宮町 中井町 大井町 箱根町 大磯町	3/100地域
新潟県		
富山县	富山市 南砺市	3/100地域
石川県	金沢市	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	身延町 南部町 富士河口湖町	3/100地域
長野県	長野市 旧信州新町・旧中条村(長野市) 松本市 旧波田町(松本市) 諏訪市 塩尻市 大町市 上田市 伊那市 岡谷市 飯田市 下諏訪町 築北村 長和町 辰野町 木曾町 木祖村 朝日村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 関市 可児市 土岐市 各務原市 瑞穂市 羽島市 海津市 高山市 坂祝町 笠松町 岐南町	3/100地域

都道府県	市　町　村	級地
静　岡　県	静岡市 旧由比町(静岡市) 沼津市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 旧芝川町(富士宮市) 富士市 旧富士川町(富士市) 磐田市 焼津市 旧大井川町(焼津市) 掛川市 袋井市 堀野市 島田市 藤枝市 湖西市 小山町 長泉町 清水町 川根本町 森町 函南町	3/100地域
愛　知　県	名古屋市 刈谷市 豊田市	12/100地域
	豊明市	10/100地域
	瀬戸市 碧南市 西尾市 旧一色町・旧幡豆町・吉良町(西尾市) 大府市 知多市 尾張旭市 長久手町	6/100地域
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 豊山町 三好町 岩倉市 北名古屋市 あま市 新城市 蒲郡市 清須市 日進市 常滑市 豊川市 高浜市 扶桑町 東郷町 大口町 蟹江町 東浦町 阿久比町 幸田町 飛島村	3/100地域
	鈴鹿市	10/100地域
三　重　県	津市 四日市市	6/100地域
	桑名市 名張市 伊賀市 いなべ市 亀山市 東員町 朝日町 川越町 木曾岬町	3/100地域
滋　賀　県	大津市 草津市	10/100地域
	守山市 栗東市 野洲市	6/100地域
	彦根市 長浜市 旧虎姫町・旧高月町・旧余吳町・旧湖北町・旧木之本町・旧西浅井町(長浜市) 米原市 高島市 甲賀市 多賀町	3/100地域
京　都　府	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 京田辺市 南丹市 八幡市 城陽市 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	向日市 旧木津町・旧加茂町・旧山城町(木津川市) 長岡京市 井出町 精華町 笠置町 南山城村	3/100地域
大　阪　府	大阪市 守口市 門真市	15/100地域
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	12/100地域
	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 摂津市 島本町	10/100地域
	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 松原市 大阪狭山市 忠岡町 豊能町 千早赤阪村	6/100地域
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 大東市 河南町	3/100地域
兵　庫　県	芦屋市	15/100地域
	西宮市 宝塚市	12/100地域
	神戸市 尼崎市	10/100地域
	伊丹市 三田市 川西市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 明石市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 高砂市 播磨町 稲美町	3/100地域
奈　良　県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 檜原市 御所市	6/100地域
	桜井市 香芝市 宇陀市 斑鳩町 王寺町 生駒市 五條市 葛城市 安堵町 河合町 上牧町 広陵町 田原本町 吉野町 三郷町 平群町 山添村 明日香村 曽爾村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	3/100地域
鳥　取　県		
島　根　県		
岡　山　県	岡山市 旧建部町・旧瀬戸町(岡山市)	3/100地域
広　島　県	広島市 府中町	10/100地域
山　口　県	廿日市市 海田町 坂町 吳市 安芸太田町 熊野町	3/100地域
徳　島　県		
香　川　県	高松市	3/100地域
愛　媛　県		
高　知　県		
福　岡　県	福岡市	10/100地域
	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 旧前原市・旧二丈町・旧志摩町(糸島市) 福津市 宇美町 新宮町 粕屋町 飯塚市 大野城市 志免町 須恵町 那珂川町 久山町 古賀市	3/100地域
佐　賀　県	佐賀市	3/100地域
長　崎　県	長崎市	3/100地域
熊　本　県		
大　分　県		
宮　崎　県		
鹿　児　島　県		
沖　縄　県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

<減価償却費加算の加算額の区分>

(別添2)

区 分		都 道 府 県
A 地 域	標 準	
	都 市 部	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県
B 地 域	標 準	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県
	都 市 部	
C 地 域	標 準	
	都 市 部	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山县・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県
D 地 域	標 準	
	都 市 部	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

<賃借料加算の加算額の区分>

区 分		都 道 府 県
a地域	標 準	
	都 市 部	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
b地域	標 準	
	都 市 部	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
c地域	標 準	
	都 市 部	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山县・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県
d地域	標 準	
	都 市 部	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

<降灰除去費加算の対象地域>

(別添3)

降 灰 防 除 地 域	
桜島	鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町）、垂水市の区域、霧島市（旧福山町）、鹿屋市（旧輝北町）の区域
阿蘇山	熊本県阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域
雲仙岳	長崎県島原市、南島原市（旧深江町、旧有屋町）の区域、南島原市（旧北有馬町、旧西有家町、旧布津町）の区域
霧島山 (新燃岳)	宮崎県都城市、小林市、三股町、高原町の区域、日南市の区域

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域が対象